平成２２年（フ）第１６２号
静岡県富士市厚原1990番地の１ルーマ厚原Ｂ―201号、前住所静岡県富士市厚原666番地
債務者　藤川いくみ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０８号
北海道厚岸郡厚岸町有明２丁目１番地
債務者　塚田美穂子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
釧路市美原１丁目43番613号
債務者　澁谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７４号
釧路市鶴野東２丁目10番19号　コーポ峰Ｇ号
債務者　川原佳奈子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地27、住民票上の住所北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地30
債務者　渡邊　敬貴
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１８５７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目26番23号　田中荘202
債務者　米山　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６３号
横浜市南区唐沢41番地　カサ・デ・サンタマリア404号
債務者　山口　幸佳（旧姓前上）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６９号
横浜市鶴見区潮田町２丁目113番地２
債務者　深山　里美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７７号
横浜市港北区大豆戸町215番地　山田レヂデンス３階
債務者　山内甲斐子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４１号
横浜市中区弥生町２丁目24番地　石井荘２階
債務者　荒山　淳也
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６４号
神奈川県高座郡寒川町岡田1044番地３
債務者　関　　雅
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０１号
横浜市保土ケ谷区川島町1571番地１　コーポ並木Ｃ棟102号
債務者　高木　正良
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１８号
横浜市旭区四季美台６番地２　クリオ鶴ヶ峰壱番館105号
債務者　高根沢　亮
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７号
茨城県鹿嶋市平井1345番地
破産者　株式会社沼崎工務店
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２４３８４号
東京都足立区柳原１丁目16―４
破産者　田中　靖彦
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６３７号
東京都新宿区新宿４丁目４番17号
破産者　株式会社協和企画
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部